

引揚者 支給法が 変わります

手続きは早目に

引揚者給付金等支給法の一部が、昭和三十六年五月と、三十七年五月にそれぞれ改正になりました。以下、そのあらましをお知らせします。この給付金未請求の方で、該当する人は、早目に役場民生課に問合せ、請求の手続きをしてください。

なお、改正法に該当される以外の引揚者（特別末裔者等）に、知事の死亡公報のあった者を除く）は、昭和三十一年五月十六日で時効が完成して、同年五月十七日以後は請求できません。

◎昭和三十六年五月十五日（法律第八四号改正）の改正

別表1(政令指定地域)

地域	生活の本拠を有していた期間	本邦に引揚げた期間
南洋群島	昭和十八年四月一日から昭和十八年十月一日まで	昭和十八年十月一日から昭和二十年八月十四日まで
フィリピン諸島	昭和十六年六月八日から昭和十六年十二月八日まで	昭和十九年七月一日から昭和二十年八月十四日まで
もとの蘭領東印度諸島、もとのマレー半島、英領ボルネオ	昭和十六年二月一日から昭和十六年八月一日まで	昭和十六年八月一日から昭和二十年八月十四日まで

別表2(政令指定地域)

地域	居住していた時期	死亡した期間
南洋群島	昭和十八年十月一日	昭和十八年十月一日から昭和二十年八月十四日まで
フィリピン諸島	昭和十九年七月一日	昭和十九年七月一日から昭和二十年八月十四日まで
もとの蘭領東印度諸島、もとのマレー半島、英領ボルネオ	昭和十六年八月一日	昭和十六年八月一日から昭和二十年八月十四日まで

◎昭和三十一年五月十五日（法律第一一五号）の改正

1. 法で定められた引揚者のうち、昭和二十年八月十五日以前に前六ヶ月未満の期間に外地で生れ終戦後引揚げて来た者、又は八四号改正法地域に定める地域毎に、それぞれ引揚げた期間中に生れた者に引揚者として引揚者が支給されます。

地域	外地出生の期間	引揚期間
南洋群島	昭和十八年四月二日から昭和十八年十月一日まで	昭和十八年十月一日から昭和二十年八月十四日まで
フィリピン群島	昭和十六年六月九日から昭和十六年十二月八日まで	昭和十九年七月一日から昭和二十年八月十四日まで
もとの蘭領東印度諸島、もとのマレー半島、英領ボルネオ	昭和十六年二月二日から昭和十六年八月一日まで	昭和十六年八月一日から昭和二十年八月十四日まで

2. 引揚後、法が施行される前日（昭和三十一年三月三十一日）までに死亡した者の年令が、満二十歳以上満二十五歳未満で死亡した者の遺族に、遺族給付金が支給されます。

給加の子にも 不疾 恩給法等の一部改正

給加の子にも 不疾 恩給法等の一部改正

戦傷病者、戦没者遺族援護法などの一部改正や、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給などの法律の一部が改正されました。

手続き、その他については役場民生課で相談に応じますから、該当する人は、早目に御相談ください。以下、そのあらましをお伝えします。

一、恩給法の一部改正

1. 昭和四十八年七月八日付けの改正で、恩給扶助料の年額の調整規定が設けられ、国民の生活水準、国家公務員の給与、物価、その他に大きな変動があったときには、恩給額も調整されることになりました。

2. 不具、癱瘓の子について公務扶助料を受けている人に、不具、癱瘓で生活資料を得ることのできない成年の子で、扶助料を受ける要件を有している人があるときは、その人に遺族加給（四・八〇〇円）が認められます。

3. 文官等の在職年と、旧軍人等の加算年との通算

文官等の在職年に、算入しないこととされた加算年のうち、旧軍人等のいわゆる加算恩給の加算を、文官等の恩給の基礎在職年にも算入する。

4. 恩給扶助料の増額の際の年令制限の解除

昭和四十年、法律第八二号附則の規定で、加給扶助料を受ける者については、その者の年令によって、増額された分の一部又は全部を一定期間停止する措置がされていましたが、六十五才以上七十才未満の者及び、六十五才未満の妻子については、昭和四十一年十月分以降、その他の者については、昭和四十二年一月分以降この制限が撤廃されます。

二、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給

戦傷病者（傷病軍人）の妻に対し、特項症から、第五項の傷病軍人の妻に対して、十萬円（十年間、年一萬円宛支給）の特別給付金が支給されます。その手続きは、戦没者等の妻に対する特別給付金と同様です。

三、戦没者遺族等に対する特別恩給金支給法の一部改正

特別恩給金支給法は、昭和四十年四月一日から適用されていますが、その一部が次のように改正されました。

1. 戦没者の子に限って認められていた特別恩給金の転給を兄弟姉妹までの遺族にも適用されること

2. 先順位の遺族が生死不明の場合、次順位の遺族に支給されること

3. 戦没者等の生存の日が判明したときは、国債の償還金の返還を免除されること

四、戦没者等の妻に対する特別恩給金の一部改正事項

1. 支給範囲の拡大

関係法令の一部改正で、昭和三十一年十月一日から、遺族年金等の受給権を取得した戦没者の妻に対して、二十萬円を支給することになった。

2. 昭和四十年十月一日から遺族年金等の受給権を取得することとなる戦没者等の妻についても、特別給付金二十萬円を支給することとなった。

3. 戦没者等の生存の日が判明したときは、国債の償還金の返還を免除されること

四、戦没者等の妻に対する特別恩給金の一部改正事項

1. 支給範囲の拡大

関係法令の一部改正で、昭和三十一年十月一日から、遺族年金等の受給権を取得した戦没者の妻に対して、二十萬円を支給することになった。

2. 昭和四十年十月一日から遺族年金等の受給権を取得することとなる戦没者等の妻についても、特別給付金二十萬円を支給することとなった。

自動車も、自動車と同様、自動車損害賠償保障法に基づく保険に加入していない場合は、運転することができなくなり、強制加入は、十月一日から、それまでは、任意加入ができます。

取扱い、農協その他で

止めて下さい

家バトの放ち飼

九月になると、本町特産のキヌサヤエンドウの種子まき時期、秋そば、野菜類もまき付けの適期です。

農家にとっては大切な農作物が、「家バト」で荒されては困ります。

最近、農家の方から、秋大豆や、野菜類のまき付けしたものを、心ない人の飼っている「家バト」のため荒されて非常に困っている話を聞きます。

ハトは、必ず放ち飼にしないで、飼ってほしいものです。また、子供の「トンボ取り」も、農家の撒いたある水田では危険でもあるし、農作物をいためたりして、農家は非常に困ります。

子供の遊び場所は、危険のない、人に迷惑をかけない場所を選ぶよう、おとなが注意してやりましょう。

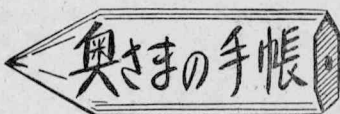
※夏物の整理

ぼつぼ夏物の整理を始めましょう。

うす地の外出着などは、ちよつとしか着なかったものでよく洗って汗をとっておかないとしみになります。下着類も十分に汗と脂肪を洗いおとしてしまってください。

真白に洗ったつもりでも、翌年出してみると背中あたりに黄色になっていきます。これは繊維の中に残っていた脂肪などが、しまっておく間に表面に出てくるからです。よく洗って、うっかりすると、かびがはえていることが多いものです。

ついでに、秋らしく部屋の模様替えなども工夫してみたいかがでしようか。



奥さまの手帳

大雨や台風でいたんだ家の補修もたいへんです。が、中途半端にしておくと、家のいたみが倍加するものです。破損箇所は傷が小さいうちに早目にそして十分な手当てをほどこしてください。家の周囲の水はけをよくすることも、家を長もちさせるたいせつな条件です。

※秋植えの球根

来春のお庭をにぎわす球根類は、九月下旬から十月上旬までが植え時です。

チューリップは一球一花です。から、早咲き、中生咲き（トラライアンフ）、中咲き（ダーウィン）の三種の中から色をえらんで植えれば四月に咲く花をたのしめます。スイセンは年々ふえて、わが家に住みつきからラッパスイセンや房咲きの二種をおすすめします。

アネモネなどは切り花にもなるし、五月にはつぎつぎと咲いて長い間たのしめますし値段も安いようです。冬、ビニールをかけて早咲きさせるのもおもしろいものです。

※夏物の整理

ぼつぼ夏物の整理を始めましょう。

うす地の外出着などは、ちよつとしか着なかったものでよく洗って汗をとっておかないとしみになります。下着類も十分に汗と脂肪を洗いおとしてしまってください。

真白に洗ったつもりでも、翌年出してみると背中あたりに黄色になっていきます。これは繊維の中に残っていた脂肪などが、しまっておく間に表面に出てくるからです。よく洗って、うっかりすると、かびがはえていることが多いものです。

ついでに、秋らしく部屋の模様替えなども工夫してみたいかがでしようか。

大雨や台風でいたんだ家の補修もたいへんです。が、中途半端にしておくと、家のいたみが倍加するものです。破損箇所は傷が小さいうちに早目にそして十分な手当てをほどこしてください。家の周囲の水はけをよくすることも、家を長もちさせるたいせつな条件です。

※秋植えの球根

来春のお庭をにぎわす球根類は、九月下旬から十月上旬までが植え時です。

チューリップは一球一花です。から、早咲き、中生咲き（トラライアンフ）、中咲き（ダーウィン）の三種の中から色をえらんで植えれば四月に咲く花をたのしめます。スイセンは年々ふえて、わが家に住みつきからラッパスイセンや房咲きの二種をおすすめします。

アネモネなどは切り花にもなるし、五月にはつぎつぎと咲いて長い間たのしめますし値段も安いようです。冬、ビニールをかけて早咲きさせるのもおもしろいものです。

「家庭の日」歌の募集に入选

部木 原 原田鶴代さん

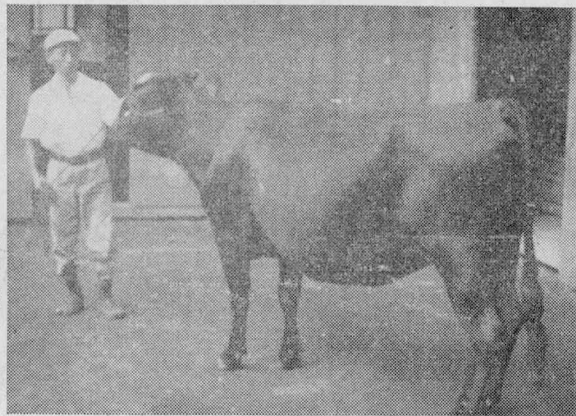
県下で唯一人



鹿児島県で提唱している「家庭の日」の意義などにつきましては、これまでいろいろな方法でお知らせしてきました。県では、この家庭の日になんて、明るく健康な家庭つ

くりの気運を高め、青少年の健全な育成をはかることをねらいとして、「家庭の日」の歌を全国から募集していましたが、このほどその結果が発表されました。応募総数、六、一三四編の中から、本町木原部落の、原田鶴代さんが二席に選ばれました。もちろん県下から唯一一人の入選で、「家庭の日」を正しく認識する意味から、本人はもちろん、町としても大きな名誉といえます。町では、原田さんの栄光を

見事高等登録に合格
町内で初めて
磯脇繁さんの所有牛



本町に初の高等登録牛が出て、関係者から祝福されています。話題の牛は、宿利原部落、磯脇繁さん所有の、第二ふく号で、八月十三日に鹿屋市で開かれた検査で七七、三〇点

をとり、高等登録牛として登録されたもの。産地は佐多町で、昭和三十一年十一月の生れ、セリ市で磯脇さんが購入されました。昭和三十五年一月に初産で牝を生産、この年には十一月



たえて、賞状と記念品を贈りました。入賞された原田さんの「家庭の日」の歌は、次のようになっています。「家庭の日」の歌
一、今日は家庭の日みんなみな黒土ふみふみ若葉かき、歌えば楽しい明日もくるにっこり笑った父さんに「オヤットさま」といいます。
二、今日は家庭の日みんなみな心うちあけ話し合い笑って踊れば夢もある小指かけかけ母さんは「ヨカ子になって」といいます。
三、今日は家庭の日みんなみなお手紙かいて募参りお家にはない方々にうれしさをわけてじいさんは「ホンニヨカ日」といいます。

に二頭目を生産しています。以後毎年出産して合計七頭を生産、ことし十月には八頭目が生れる予定。これまでの子牛代金は、合計四十五万円にもなっています。高等登録の受検資格は、二代登録牛で、毎年一頭以上の子牛を生産し、その生産した子牛の内、二頭以上が登録検査で七十七点以上の得点を得ていなければなりません。このようなことで、今まで町内にも相当優秀な牛がいますが、高等登録牛はこれが初

めです。今後、どしどしこのような牛の出ることが期待されています。磯脇さんは、煙草や、甘藷作りのかたわら、現在四頭の牛を飼育、堅実な農業経営をしておられます。牛の飼育には非常に熱心で町や、農協の品評会にも毎年出品し、いつも上位に入賞しておられます。技術員の人たちの話を忠実に実行したお陰で、念願の高等登録に合格できてこんな嬉

大根 柔・剣道に優勝
占中 四ヶ町防犯三道大会
大根占、根占、田代、佐多の四ヶ町防犯連協協議会では去る八月十一日、防犯三道（剣道、柔道、弓道）大会を開き、中学校、剣道十チーム、柔道六チーム、高校、柔道三チーム、一般、剣道三チーム一般、弓道三チームが参加して、大根占小学校屋体、旧高校弓道場でそれぞれ、熱戦をくりひろげました。

今日の主な成績は次のとおり。
※剣道、中学校の部
①大根占中A、②佐多 ③根占 一般の部
①大根占生徒会 ②南大隅高校 ③田代
※柔道
中学校の部
①大根占中A ②根占 ③田代 高校の部
①南大隅A ②田代 一般弓道
①田代 ②大根占
※中学校剣道個人
①内園（大根占） ②笑喜（宿利原） ③宮園（田代）
※中学校柔道個人
①切通（大根占） ②松山（同） ③松下（根占）
高校柔道個人
①湯之谷（南大隅） ②大原（田代） ③渡辺（南大隅）

一般弓道個人
①正木（田代） ②湯之谷（同）
③小椋（同）
中学校弓道個人
①迫（大根占） ②加塩（同）
③山田（同）

豚コレラに注意

必ず予防注射を
恐しい豚の病「豚コレラ」が、吹上町に発生しました。この病気の一般的な症状は四一四二度の熱を出し、食欲がなくなる。便秘、下痢をする。急に元気がなくなり隅にうづくまる。四肢の内側下腹、耳の端などに赤紫色の斑

戸籍に関する情報は
ホームページ上では
掲載していません

この図表は、テレビやラジオの台風状況とにらみ合せて、台風の現在位置や、進路予想をたてるのに使います。

※台風が接近したら、次のことに注意し被害を最少限度にしたいとめるようにしましう

◎干潮のときでも高潮に注意

◎沿岸の波浪に注意

◎局地的な強風、豪雨に注意

◎災害がおきたらすぐ部落長さんを通じて、役場に連絡する。

